

# 道路運送法の基礎知識について

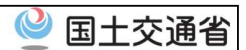


神戸運輸監理部 兵庫陸運部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 1 道路運送法の基本的な考え方



### ○旅客自動車運送事業とは

- ①他人の需要に応じるものであること、②有償であること、③自動車を使用したものであること、④旅客を輸送するものであること

### ○道路運送法上の「有償性」の判断

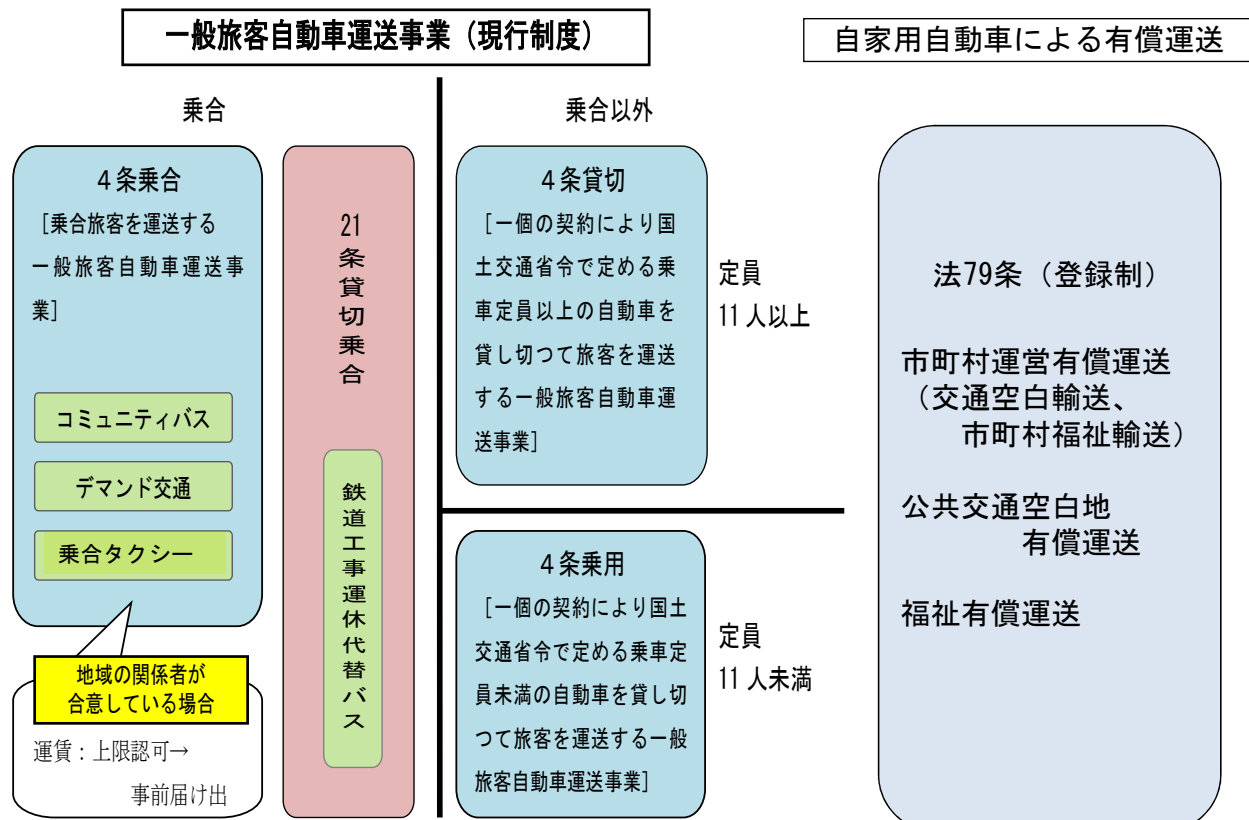
- ①継続性を問わない。
- ②運送行為に対する経常的収入とみなされるか否かは問わない。  
→直接か間接かを問わない。運賃、利用料、負担金、会費等名目の如何を問わない。  
→輸送以外の生業のサービスという形式で輸送そのものの対価として明確に徴収されていなくとも、下記の場合は有償と解する。  
・輸送手段の有無により、生業における物品の販売や役務の提供の対価に差異がある。  
・当該輸送に要するコストが生業における物品の販売や役務の提供の対価の中に含まれており、輸送サービスを受ける者と受けない者として負担の差異が生じないものであっても、同種の事業者の価格と比べて高い場合や輸送にかかるコストが価格に占める割合が相当程度である場合及び生業と一体となった輸送を宣伝したり、状態として実施している等のため、当該生業の対価が実質的に輸送の対価を含んでいることを認識して利用者が当該輸送のサービスを受けている場合
- ③金銭的給付であるか否かを問わない。
- ④輸送行為の目的を問わない。
- ⑤給付と反対給付との間に必ずしも均等がとれている必要がない。

## 2 道路運送法の法体系について①

区 分	種 類	種 別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法 § 4)	・貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法 § 4)	・タクシー	
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)			・工場従業員の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送(法 § 79)	市町村運営有償運送(省 § 51)		・自治体バス
		公共交通空白地有償運送(省 § 51)		・公共交通空白地有償運送
		福祉有償運送(省 § 51)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送(法 § 78)		・幼稚園バス	
	災害のため緊急を要するときに行う運送(法 § 78)			

法＝道路運送法  
省＝道路運送法施行規則

## 2 道路運送法の法体系について②



**一般乗合旅客自動車運送事業**

乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業であり、①輸送の安全を確保するため適切な計画か、②事業の遂行上適切な計画か、③自らの確に遂行する能力を有するか、審査を受け許可を行っている。

**路線定期運行とは、**

路線を定めて定期に運行するバスで、①路線バス、②コミュニティバス、③乗合タクシーが該当する。

主な手続きは、

- ・事業許可（標準処理期間3ヶ月）
- ・路線延長認可（新規路線）（標準処理期間3ヶ月）
- ・路線延長認可（その他）（標準処理期間2ヶ月）
- ・運賃料金認可（標準処理期間3ヶ月）
- ・停留所の新設・変更（事後届出）

※ただし、運賃の変更を伴うものについては、標準処理期間1ヶ月

**路線不定期運行とは、** 路線を定めて運行し、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行

**区域運行とは、** 路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行

路線定期運行については、法に定める協議会を経ることで処理期間短縮などを受けることが可能

路線不定期運行・区域運行については、法に定める会議を経ることが必要

**道路運送法**

（乗合旅客の運送）

**第二十一条** 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。



- ・一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難
- ・運行する期間が1年以下のもの
- ・イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- ・自治体等からの要請

地域の観点から

標準処理期間2ヶ月

・期間を決めて実証運行を行う際に利用される。

→4条乗合を見据えた実証運行を行うことが望まれる。

→仮に1年の実証運行から本格運行に移行する前提であれば、半年程度後には本格運行の形態を考えなければならない。  
（4条許可の審査期間等を見据えることが必要）

1. 災害のため緊急を要する時

2. 自家用有償旅客運送

市町村・特定非営利活動法人等が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき

(1) 市町村有償旅客運送

市町村が専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため協議会の合意に基づく運送を行う

(2) 公共交通空白地有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動法人等が、実費の範囲内で自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して輸送サービスを行う

(3) 福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者等へ十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動法人等が、実費の範囲内で乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対してドア・ツー・ドアの輸送サービスを行う

身体障害者、介護保険法の要介護者・要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

運輸支局等の登録が必要

3. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合

- ・自らの施設への送迎（幼稚園・学校等）
- ・4条（福祉輸送限定）又は43条（特定）と契約するNPO等による運送

運輸支局の許可が必要

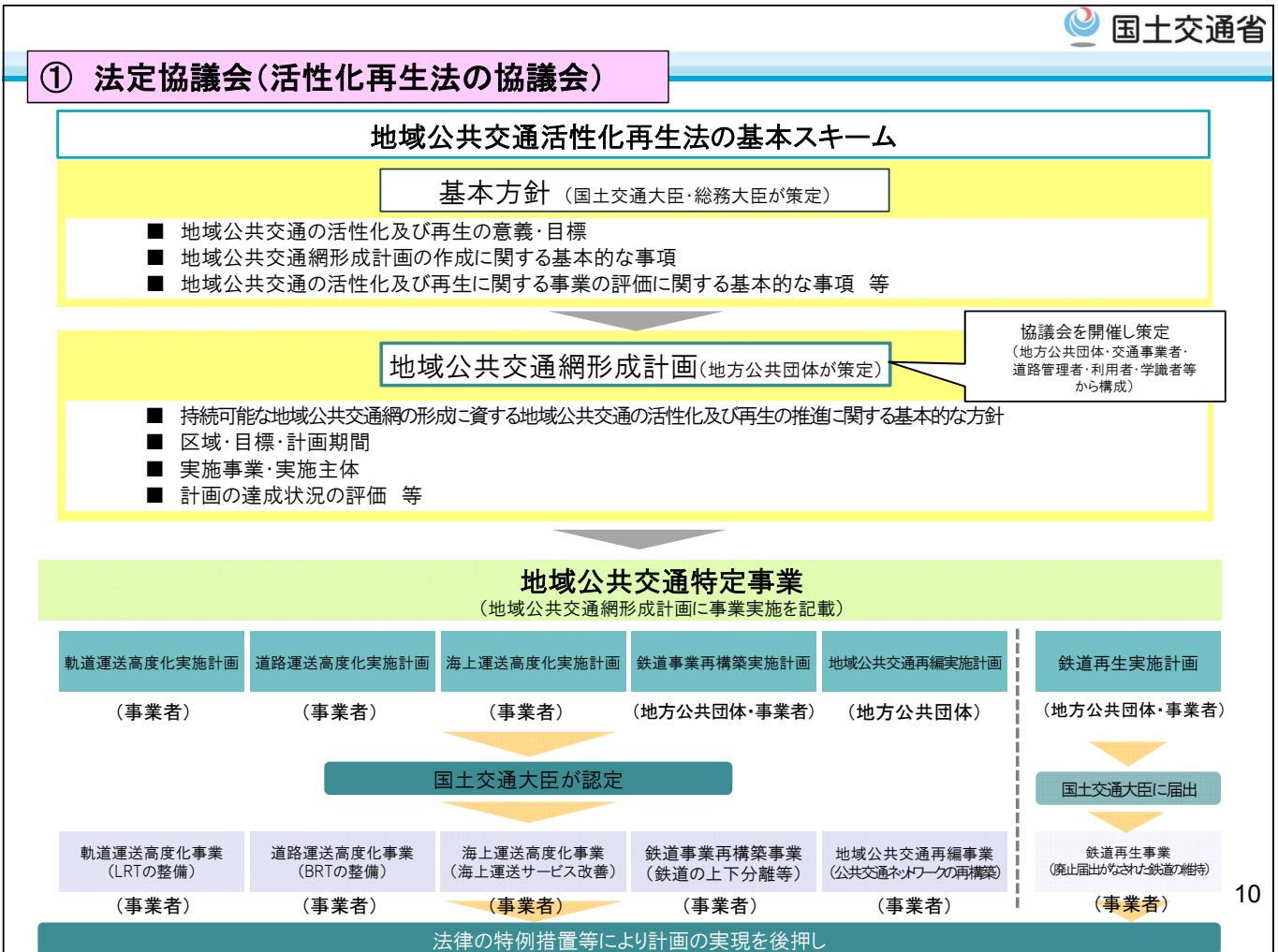
7

自家用有償旅客運送の手続き等（基本パターン）





法で定める協議会					地域公共交通確保維持改善事業 国費補助金交付 要綱に定める協議会
	活性化再生法	道路運送法			
協議会名	地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条
設置法令根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項	道路運送法施行規則第9条の3	道路運送法施行規則第51条の8	道路運送法施行規則第15条の4第1項2号	
協議事項	・地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議(法6条第1項) ・バス、鉄軌道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点にとどまらず、シームレスな輸送サービスを実現させるための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から協議(平成26年11月20日国総計第73号)	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 ・その他これらに関し必要となる事項 (平成27年4月1日国自旅第370号)	・公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から收受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項 (平成27年4月1日国自旅第370号)	・生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりその他の生活交通のあり方一般に関する審議 ・具体的な路線に係る生活交通確保に関する計画(一定期間毎の見直しを前提)の策定についての調整及び決定 (平成21年12月18日国自旅第221号)	○地域間幹線系統確保維持計画  ○地域内フィーダー系統確保維持計画  ○離島航路確保維持計画  ほか
主に協議する輸送形態	・地域全体を見渡した公共交通網、地域の特性に応じた多様な交通サービス全般(バス、鉄軌道、旅客船、自家用有償旅客運送他)	・乗合事業(バス)全般 ・乗合タクシー(デマンド交通等) ・市町村運営有償運送	・NPO等による自家用有償旅客運送 ※NPO等特定非営利活動法人 一般社団法人又は一般財団法人 認可地縁団体・農業協同組合 消費生活協同組合 医療法人・社会福祉法人 商工会議所・商工会	・路線バス ・乗合タクシー ・路線バス、乗合タクシーが困難な場合の市町村バス・スクールバス・福祉バスの活用等	
協議会の運営	・一又は複数の市町村又は都道府県	・一又は複数の市町村又は都道府県	・原則として1つの市町村	・関係都道府県	9



## ② 地域公共交通会議

### 【目的】

- ・ 地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様・運賃（市町村運営バスの必要性を含む）、サービス水準、運賃等について協議
- ・ 輸送の安全、旅客の利便の確保等を説明（運輸局において審査）

### 【主宰者】

市町村（複数市区町村、都道府県も可）

協議が整った場合

### 一般乗合旅客自動車運送事業

#### ①標準処理期間

- ・ 事業許可：3ヶ月→2ヶ月
- ・ 路線延長認可（新規路線）：3ヶ月→1ヶ月
- ・ 路線延長認可（その他）：2ヶ月→1ヶ月

#### ②運行の態様

- ・ 路線不定期運行又は区域運行を行える（路線定期運行との整合性）

#### ③運賃及び料金

- ・ 認可から届出：3ヶ月前申請→30日前届出

#### ④関係機関への照会

- ・ 警察（公安委員会）への意見照会の省略

#### ⑤使用車両

- ・ 地域の実情に合わせタクシー車両等による乗合運行が可能

11

## ③ 運営協議会

### 【目的】

- ・ 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の必要事項を協議
- ・ 地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に指導・助言

### 【主宰者】

市町村（複数市区町村、都道府県も可）

### 【自家用有償旅客運送になり得る者】

特定非営利活動法人・一般社団法人・一般財団法人・認可地縁団体・農業協同組合・消費生活協同組合・社会福祉法人・商工会議所・商工会・営利を目的としない法人格を有しない団体

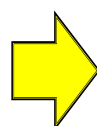
### 【協議事項】

- ①自家用有償運送の必要性
- ②旅客から収受する対価
- ③運送の区域
- ④運送しようとする旅客の範囲
- ⑤その他必要と認められる事項

（使用車両数、運転者要件、損害賠償措置、運行管理体制、事故時の連絡体制、苦情処理体制等）

合意

自家用自動車を使用した公共交通空白地・福祉有償運送の実施が可能



運輸支局等に申請登録

12

#### ④ 地域協議会

##### 【目的】

- ・ 地域住民の生活交通のあり方を審議
- ・ 広域幹線を中心とした生活交通確保のための計画の策定

##### 【主宰者】

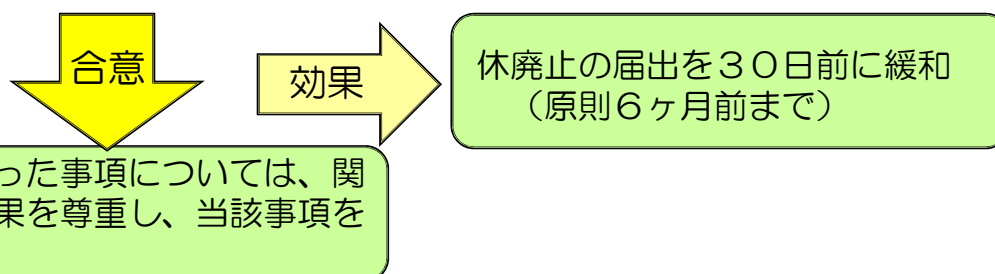
都道府県

##### 【協議事項】

①生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりその他の生活交通のあり方一般に関する審議

②具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画（一定の期間ごとの見直しを前提）の策定についての調整及び決定

- ・ 輸送サービスの範囲及び形態  
（路線バス、乗合タクシー、それらが困難な場合の市町村バス・スクールバス・福祉バスの活用）
- ・ 輸送サービスの水準（運行ルート・運行回数・運行時刻）
- ・ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む）
- ・ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法



13

#### 参考 許可又は登録を要しない通達の改正について

##### 【背景】

- ・ 規制改革実施計画（H29.6.9閣議決定）
- ・ 「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（H29.6.30公表）

- ・ 自家用有償旅客運送の規制の趣旨の明確化
- ・ 登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化

##### 【主な改正点】

- ・ 規制の趣旨の明確化
  - 自家用自動車には旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていない
  - 有償での運送が、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確保されるとの期待感を利用者一般が有している
    - これらの措置が確実に行われていることについて、許可又は登録の際に確認する必要がある

14



【主な改正点（続き）】

- 「好意に対する任意の謝礼」の例示の追加
  - 運送の終了後に利用者が釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が釣り銭を受け取った場合
- 自発的な謝礼にあたらぬ場合の例示
  - 利用者が運転者に対してガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、仲介者が謝礼の支払を促したり、謝礼の決定を経由しなければガソリン代、道路通行料の決済ができない仕組みを提供する場合
- ガソリン代の算出方法の例示
- 運転者の仲介手数料の収受について
  - 運転者と利用者がガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、名目のいかんを問わず仲介手数料の一部を運転者に支払うことは、道路運送法違反となる。
- 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合の例示の追加
  - 営利を目的としない互助による運送のためにNPO法人又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合

(参考資料) 登録又は許可を要しない通達のポンチ絵

道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に許可等を要するか否かを例示しました。ご不明な点は、最寄りの運輸支局等にご相談下さい。

本パンフレットは、平成18年9月29日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容をわかりやすく図化したものであり、新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。

(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合は許可等を要しません。

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要です。



ただし、以下の場合は有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

予め運賃表などを定め金銭の収受が行われる場合。

料金表	大人	小人
～5km	200	100
5km～10km	300	150
10km～	400	200



会費として収受され、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合。

会 費  
1ヶ月 1,000円



「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から収受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合。



「協賛金」  
「保険料」  
「カンパ」等



**(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等を要しません。**

○日頃の移送の御礼として、自宅で採れた野菜を定期的の手渡す場合は有償とはみなされず、許可等を要しません。



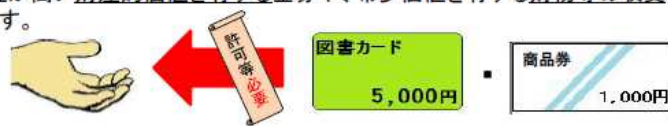
○地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアサービスの提供を行う場合も有償とはみなさず、許可等を要しません。



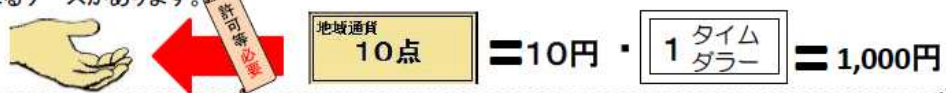
※運送利用者は、運送者に点数を渡す。

ただし、以下の場合には有償とみなされ許可等を要することとなります。

流通性、換金性が高い財産的価値を有する金券や、希少価値を有する財物等の收受は有償とみなされ、許可等が必要です。



サービスの交換にとどまる場合については原則として許可等は不要であるものの、有料で点数を購入して貰うなどの場合や、地域通貨といってもその対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財・サービス内容に応じ、許可等が必要となるケースがあります。



**(3) ボランティア活動として行う運送において、実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを收受する場合は許可等を要しません。**

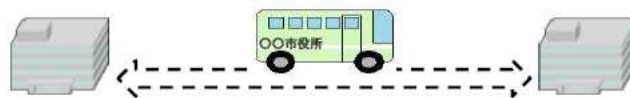


ガソリン代の算出にあたって

登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代(乗車中のみとより、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む。)であり、ガソリン代相当額ではありません。地域のガソリン代の単価や使用車両の燃費、走行距離等により、具体的・客観的に算出する必要があります。

**(4) 市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合などは許可等を要しません。**

○市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合は許可等は要しません。



○利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転業務の提供に対する報酬であって運送の対価とはなりません。よって、許可等は要しません。



○デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から收受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



ただし、以下の場合には有償性があると認められ許可等を要することとなります。

運送者から利用者にガソリン代等と称して実費や運賃を要求する場合



施設等からの委託契約を受けて当該施設までの送迎を行う場合



訪問介護事業所が行う要介護者の送迎(介護保険給付が適用される場合)



○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、送迎に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の送迎とは解せず、許可等は要しません。



ただし、以下の場合には有償性があると認められ許可等を要することとなります。

送迎を行う場合と行わない場合とで料金が異なる

送迎付き	12,000円
送迎無し	10,000円

送迎を利用する者と利用しない者との間のサービスに差を設ける

送迎付き	マッサージ無し
送迎無し	マッサージ有り

送迎に対する反対給付が特定される

請求書	
施設料	10,000
食事代	4,000
送迎料	2,000
合計	16,000